

○総務省告示第二百三十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年六月二十三日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後		改正前
特定小電力無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。 「二〇九 略」 十 移動体識別用又は無線電力伝送用 1 移動体識別用であつて周波数ホッピング方式を用いるもの 「表略」 2 移動体識別用であつて周波数ホッピング方式以外の方式を用いるもの 「一〇〇 略」 3 無線電力伝送用		「同上」 「二〇九 同上」 十 移動体識別用 1 周波数ホッピング方式を用いるもの 「表同上」 2 周波数ホッピング方式以外の方式を用いるもの 「一〇〇 同上」 「新設」
電波の型式	周波数	空中線電力
N〇N	九一八MHz 九一九・二MHz	〇・二五ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が二七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下となるものにあつては、〇・五ワット以下であること。
「十一〇十四 略」		「十一〇十四 同上」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		

○総務省告示第二百三十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項第二号の規定に基づき、令和元年総務省告示第三十一号（無線設備規則第十四条の二第一項第二号等の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年六月二十三日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
備考	一 無線設備規則（以下「設備規則」という。）第十四条の二第一項第二号及び第二項第二号の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。 〔13 略〕 13 設備規則第四十九条の十四第六号、第七号、第十二号、第十四号及び第十五号に規定する特定小電力無線局に使用するための無線設備 〔14 略〕 〔二 略〕		一 〔同上〕 〔13 略〕 13 設備規則第四十九条の十四第七号、第十二号、第十四号及び第十五号に規定する特定小電力無線局に使用するための無線設備 〔14 同上〕 〔二 同上〕
	表中の「」の記載は注記である。		